

令和7年度

佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

公募要領

この公募は、令和7年2月の議会において予算が成立しない場合は中止とします。この場合は、佐賀県ホームページにてお知らせします。

(公募締切)

令和7年3月1日(金)

(受付期間)

以下の期間内に、郵送(締切日必着)で受け付けます。

令和7年2月14日(金曜日)～令和7年3月3日(月曜日)

(応募書類送付先および問い合わせ先)

佐賀県 産業労働部 ものづくり産業課 担当：秋永

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話：0952-25-7129

FAX：0952-25-7282

メール：monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp

令和7年2月

佐賀県

目次

I. 公募内容

1. 制度の概要	P1
2. 事業内容について	P1
3. 補助対象経費及び補助率	P2
4. 事業実施期間	P2
5. 応募資格	P3
6. 公募期間	P3
7. 応募書類の提出について	P3
8. 審査について	P4
9. 補助事業者の義務等（要綱、要領参照）	P5
10. その他	P5

II. 事業内容

1. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の内容	P7
2. 主な用語の説明	P8
3. 電力給付金の交付要件	P10
4. 特例給付金の交付要件	P12
5. 特例増設の要件	P12
6. 給付金の算定方法	P15
7. 事業スキーム	P17

III. 業務内容

1. 募集（上期：4月・下期：10月）	P17
2. 審査業務（上期：4月～6月・下期：10月～1月）	P17
3. 交付申請（上期：7月・下期：1月）	P18
4. 現地調査（上期：7月～8月・下期：1月～2月）	P18
5. 確定検査（上期：8月～9月・下期：2月～3月）	P18
6. 交付決定（上期：9月・下期：3月）	P18
7. 概算払請求（上期：9月・下期：3月）	P18
8. 給付金支払（上期：9月・下期：3月）	P18
9. 実績報告（上期：9月・下期：3月）	P19
10. その他	P19

IV. 応募書類様式

- （様式第1号）応募書
- （様式第2号）応募者概要
- （様式第3号）事業実施計画書
- （様式第4号）事業収支計画書

I. 公募内容

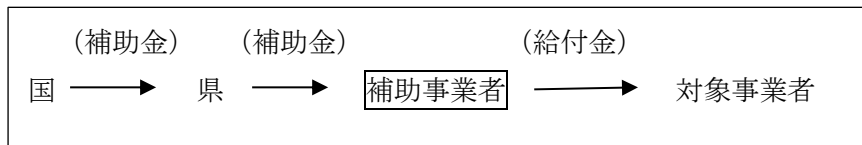
1. 制度の概要

(1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の概要について

国の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域である玄海町と唐津市において、雇用の増加を生む事業所の新規立地や設備の増設等一定の条件を満たす企業等に対し、実質的な電気料金の割引措置となる給付金を交付します。

これにより、当該地域の雇用増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とします。

【交付スキーム】



(2) 通則

本事業の実施については、次の法令及び交付要綱等の定めによります。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ・ 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
- ・ 特別会計に関する法律施行令（平成 19 年 3 月 31 日政令第 124 号）
- ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成 12・03・07 資財第 9 号。）
- ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助事業実施要領（平成 20・03・28 資庁第 10 号。）
- ・ 佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年 3 月 31 日規則第 13 号）
- ・ 佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成 15 年 3 月 3 日。）
- ・ 佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要領（平成 21 年 1 月 7 日。）

2. 事業内容について

補助事業者は、1. (2) に記載の法令及び交付要綱等の定めに基づき事業を実施していただきます。

「II. 事業内容」及び「III. 業務内容」のとおり

3. 補助対象経費及び補助率

(1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付実績額 補助率 10/10。
ただし、交付限度額の範囲内かつ国及び県の予算の範囲内とします。

(2) 一般事務費

以下に掲げる費用とします。

費目	内容
a. 人件費	交付事務に係る人件費
b. 旅費	現地調査等の旅費（補助事業者の旅費規定による）
c. 消耗品費	文房具等、各種書類の印刷に必要な用紙代
d. 印刷製本費	封筒印刷代 等
e. 賃借料	資料保管料（貸倉庫）・パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料 等
f. 通信運搬費	郵便代、宅配料金 等
g. 雑費	その他交付事務に必要な経費

(3) 一般管理費

一般事務費の10%以内の範囲で認められます。

(4) 消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4. 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 応募資格

次の（１）～（６）までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- （１）法人格（国内法人）を有していること。
- （２）当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- （３）当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- （４）個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- （５）次の各号のいずれにも該当しない者であること。また、次のイ～キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
 - ア．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ．暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ．暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - エ．自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ．暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等、直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ．暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ．暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （６）経済産業省におけるEBPM（※）に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

6. 公募期間

令和7年2月14日（金曜日）～令和7年3月3日（月曜日）郵送必着

7. 応募書類の提出について

- （１）下表の「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。
提出書類の様式は「IV. 応募書類様式」を参照のこと。

- (2) 提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。また、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- (3) 提出された書類や追加説明資料は返却しません。
- (4) 佐賀県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請書に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、別紙1及び2の内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。別紙1及び2に記載された個人情報、佐賀県当原子力発電等周辺地域企業立地支援事業の公募に係る事務の目的を達するため及び誓約事項の確認のため使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。
- (5) 応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。
- (6) 提出先
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県産業労働部 ものづくり産業課 研究開発推進担当
電話：0952-25-7129 FAX：0952-25-7282
E-mail：monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp

<提出書類一覧表>

	提出書類	提出部数
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号 応募書 ・様式第2号 応募者概要 ・様式第3号 事業実施計画書 ・様式第4号 事業収支計画書 ・別紙1 誓約書 ・別紙2 役員名簿 ※「IV. 応募書類様式」のとおり	各1部
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為、定款又は商業登記簿謄本 ・決算報告書又は財務諸表（過去2年分） ・収支予算書（令和6年度） ・経理規定（または資金の管理方法がわかるもの） ・「会社（事業）案内」（事業概要が確認できるパンフレット等） ・その他参考となる資料 	各1部

8. 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合もあります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、以下の観点で相対的に評価します。

①補助事業者の事業実施体制、能力等の評価

(ア) 「5. 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

(イ) 事業を遂行するために必要な能力を有しているか（財政状況、本事業を行うための実績及び知識 等）。

(ウ) 事業を円滑に遂行するため、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

②事業内容の評価

(ア) 「IV. 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。

(イ) 事業実施計画書及び事業収支計画書の内容が、関係法令等に基づき正しく記載されているか。

(ウ) 事業の実施方法及び実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものになっているか。

(エ) 事業費、一般事務費の積算の根拠が明確で妥当な金額となっているか。

(オ) その他、電源地域の振興に関する貢献実績 等

(3) 審査結果（採択または不採択）について

審査終了後、応募者あてに通知します。なお、補助事業者の決定については、令和7年3月下旬（令和7年度当初予算議決後）を予定しています。

9. 補助事業者の義務等（要綱、要領参照）

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守してください。

(1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、補助事業の完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日から1か月を経過した日、又は補助事業の完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日の属する翌会計年度の4月3日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支

に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日又は当該補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- (4) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外とする。
- (5) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがある。
- (6) 補助事業者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。
- (7) 補助事業者は企業から従業員に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければならない。また、補助事業者が保有している各種情報については、補助事業を遂行するために必要な場合を除き、第三者に提供してはならない。

10. その他

- (1) 令和7年度交付対象地域

区分	原子力発電施設等所在市町	原子力発電施設等隣接市町
市町名	玄海町	唐津市（旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町）

- (2) 別紙資料

過去3ヵ年及び令和6年度の交付対象事業者の件数及び給付額

- (3) 公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、別紙資料の他、公開可能なものは提供しません。

- (4) 当事業の応募時・審査期間中・交付申請及び実績報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、資源エネルギー庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

Ⅱ. 事業内容

1. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の内容

(1) 概要

「Ⅰ. 公募内容 1. (2)」に記載の法令及び交付要綱等に基づき、半期（上期：4月～9月、下期：10月～3月）ごとに、国及び県の予算の範囲内において、事業者からの応募申請に基づき内容を審査した上で申請者に給付金を交付してください。

(2) 給付金の交付について

①対象者

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で、企業立地を行った者。ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。

②対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業

(ウ) 県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの。ただし、企業立地日が平成27年9月30日以前で継続申請の場合、事業の種類は製造業・非製造業を問わない。

③対象となる給付金

電気料金の支払実績等に基づき算定される電力給付金及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金

④交付の方法

事業者が指定する金融機関口座への振込みにより交付を行うものとする。

⑤対象期間

企業立地した半期の翌半期から最大8年間

新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができる。以降、半期ごとに交付要件を満たした場合、最大で16期の継続申請が可能（翌々半期に新規申請を行った場合は15期）。

特例増設に該当する場合、増設により増加した電力給付分及び特例給付分について、

さらに最大8年間、交付期間が延長される。

⑥事業者への給付金交付の時期と回数

上期及び下期の年2回

ア 上期

令和6年10月1日～令和7年3月31日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね9月下旬に交付。

イ 下期

令和7年4月1日～令和7年9月30日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね3月下旬に交付。

2. 主な用語の説明

(1) 企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下の要件を満たし、対象市町の長が推薦したものをいう。

ア 事業所の新增設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること

イ 対象市町内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと、及び公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

ウ 「3 電力給付金の交付要件(2)新規申請及び継続申請の対象事業」の要件と同じ

(2) 新設

対象市町の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいう。

(3) 増設

対象市町の区域内にある事業所を、同一敷地内(隣接及び道路対向地等を含む)で拡充あるいは設備等の増強を行うことをいう。

(4) 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいう。

ア 電気の需給契約を新たに締結する場合
電気の供給を受けた最初の日

イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合

(ア) 契約電力変更の申込みを行った場合

契約変更に伴い契約電力が増加した日

(イ) 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合

直前の計量日（契約電力が増加した日）

(5) 特例増設

企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設うち、以下の要件を満たすものをいう。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上いること。

イ 事業所の増設に伴い取得した固定資産の価格（以下「投資額」という。）の総額が次に掲げる金額以上であること。

(ア) 当該増設が玄海町において行われる場合にあつては、250万円（税抜）

(イ) 当該増設が唐津市において行われる場合にあつては、500万円（税抜）

ウ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業

(ウ) 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例または規則等により県又は市町からの金銭的な支援を受けているもの

(6) 特例増設日

特例増設する場合であつて、以下の日をいう。

ア 契約電力変更の申込みが行われた場合

契約の変更に伴い契約電力が増加した日

イ 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合

直前の計量日（契約電力が増加した日）

3 電力給付金の交付要件

(1) 令和7年度申請における企業立地日

ア 新規申請の場合

区分	新規申請できる企業立地日の期間
令和7年度上期	企業立地日が令和6年4月1日～令和7年2月28日であること。ただし、企業立地日が令和6年度上期で令和6年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となる。
令和7年度下期	企業立地日が令和6年10月1日～令和7年8月31日であること。ただし、企業立地日が令和6年度下期で、令和7年度上期に新規申請を行った場合は、継続申請となる。

イ 継続申請の場合

区分	継続申請できる企業立地日の期間
令和7年度上期	企業立地日が平成27年4月1日以降であること。
令和7年度下期	企業立地日が平成27年10月1日以降であること。

(2) 新規申請及び継続申請の対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業

ウ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町からの金銭的な援助を受けているもの。

※ただし、企業立地日が平成27年9月30日までの場合、製造業・非製造業を問わない。また、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する場合は対象外。

(3) 電力関係

ア 補助金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること。

イ 電気の需給契約の需要区分が「電力」需要であること。

需要区分が「電灯」需要である場合は、対象外。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定があるものも対象外。

ウ 電気の需給契約の相手方は電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者であること。

エ 増設の場合は、契約電力と電気料金が増加していること。

当初交付期間に係る増加契約電力、増加電気料金等は、下表のとおり。

(増加契約電力)

	新設	増設
基礎契約電力	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の契約電力の月平均値
今期契約電力	実契約電力÷支払月数	同左
増加契約電力	同上	今期契約電力－基礎契約電力

(増加電気料金)

	新設	増設
基礎電気料金	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の電気料金の月平均値
今期電気料金	実支払電気料金	同左
増加電気料金	同上	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差し引いた値

(4) 雇用関係

ア 雇用者は、補助金の申請者が直接雇用した対象事業所で就労している常用雇用者であること

イ 雇用者は、雇用保険の一般被保険者の加入者であること

ウ 基準日※における対象事業所の雇用創出効果が3人以上であること

当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は下表のとおり

	新設	増設
基礎雇用者数 (初回申請時に設定)	ゼロ	企業立地日の1年前の日が属する半期末日の雇用者数
控除雇用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・同一市町間において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・玄海町にある既存事業所から唐津市にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・新設の場合、企業立地日の2ヶ月前の日より前の新規雇用者 	

	及び他の地域からの転入者	
増加雇用者数	基準日※の雇用者数 － 控除雇用者数	基準日※の雇用者数 － (基礎雇用者数＋控除雇用者数)

※基準日：上期の場合は令和7年3月31日、下期の場合は令和7年9月30日、以下同じ。

4. 特例給付金の交付要件

平成20年4月1日以降の企業立地又は特例増設における電力給付金の交付対象であるもののうち、さらに以下の要件を満たすものについて、特例給付金が加算される。

- (1) 補助金の申請者が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得したものであること
- (2) 給付金の申請者が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得したものであること
- (3) 原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に当該（対象）事業所の新増設に伴う投資を行い、その投資額が次に掲げる金額以上であること
 - ア 玄海町において行われる新設の場合にあっては、500万円（税抜）（増設の場合にあっては、250万円（税抜））
 - イ 唐津市において行われる新設の場合にあっては、1,000万円（税抜）（増設の場合にあっては、500万円（税抜））

5. 特例増設の要件

特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から最大8年間、交付期間が延長される。特例増設の申請は2度に限り可能。

- (1) 令和7年度に特例増設の初回申請をする場合の特例増設日

区分	特例増設を初回申請する場合の特例増設日の期間
令和7年度上期	特例増設日が令和6年4月1日～令和7年2月28日であること
令和7年度下期	特例増設日が令和6年10月1日～令和7年8月31日であること

- (2) 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

- ア 製造業に属する事業
- イ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定業種に属する事業
- ウ 県又は市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町から

の金銭的な支援をうけているもの

(3) 電力関係

契約電力と電気料金が増加していること。

交付期間の延長に係る増加契約電力・増加電気料金は下表のとおり。

(増加契約電力)

基礎契約電力	※下表「交付期間延長に係る基礎値（基礎契約電力、基礎電気料金）」を参照
今期契約電力	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実契約電力÷支払月数 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加契約電力	今期契約電力－基礎契約電力

(増加電気料金)

基礎電気料金	※下表「交付期間延長に係る基礎値（基礎契約電力、基礎電気料金）」を参照
今期電気料金	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実支払電気料金 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加電気料金	今期電気料金から支払月数で換算した基礎電気料金を差し引いた値

交付期間延長に係る基礎値（基礎契約電力、基礎電気料金）

	特例増設1度目	特例増設2度目
当初の企業立地日が H20.3.31 以前の場合	特例増設日（1度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値	(A) 特例増設日（2度目）の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 特例増設日（1度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各

当初の企業立地日が H20. 4. 1 以降の場合	(A) 特例増設日（1 度目）の 属する月を含む過去 1 年間の 契約電力と電気料金の平均値 (B) 企業立地日の属する半期 の翌期から特例増設日（1 度 目）の属する半期の前期まで （不交付期間を除く）の各半 期の契約電力と電気料金の平 均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値	半期の契約電力と電気料金の平 均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値
------------------------------	--	--

(4) 雇用関係

対象事業所の基準日における雇用創出効果が 3 人以上あること。

基準日における雇用者数から、下表により求めた基礎雇用者数及び控除雇用者数を差引き、交付期間延長に係る雇用創出効果を算定する。

交付期間延長に係る基礎値（基礎雇用創出者数）

	特例増設 1 度目	特例増設 2 度目
当初の企業立地日が H20. 3. 31 以前の場合	特例増設日（1 度目）の 1 年 前の日が属する半期末日の雇 用者数	(A) 特例増設日（2 度目）の 1 年前の日が属する半期末日の雇 用者数 (B) 特例増設日（1 度目）の属 する半期の翌期から特例増設日 （2 度目）の属する半期の前期 まで（不交付期間を除く）の各 半期末日の雇用者数のうち最大 の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用 者数
当初の企業立地日が H20. 4. 1 以降の場合	(A) 特例増設日（1 度目）の 1 年前の日が属する半期末日 の雇用者数 (B) 企業立地日の属する半期 の翌期から特例増設日（1 度 目）の属する半期の前期まで （不交付期間を除く）の各半 期末日雇用者数のうち最大の 雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇 用者数	(A) 特例増設日（2 度目）の 1 年前の日が属する半期末日の雇 用者数 (B) 特例増設日（1 度目）の属 する半期の翌期から特例増設日 （2 度目）の属する半期の前期 まで（不交付期間を除く）の各 半期末日の雇用者数のうち最大 の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用 者数

(5) 投資関係

ア 補助金の申請者が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得したものであること。

イ 事務所の増設に伴い取得した固定資産の価額の総額が次に掲げる金額以上であること。

- ・当該増設が玄海町において行われる場合にあつては、250万円（税抜）
- ・当該増設が唐津市において行われる場合にあつては、500万円（税抜）

6. 給付金の算定方法

$$\text{給付金(Ⅲ)} = \text{電力給付金(Ⅰ)} + \text{特例給付金(Ⅱ)}$$

I 電力給付金の算定方法

増加した契約電力と支払電気料金により算出した単価を乗じて算出（千円未満切捨）

$$\text{電力給付金} = \text{増加契約電力}^{\ast 1} \times (\text{算定単価}^{\ast 2} - \text{交付金単価}^{\ast 3}) \times \text{電気料金支払月数}$$

※1 増加契約電力：当該半期内の契約電力の平均値を算定

増加契約電力（kw/月）＝当該半期の契約電力の合計（kw）÷電気料金支払月数（月）

ただし、算定契約電力の上限は、雇用創出効果に基づき下表の区分とする。

雇用創出効果	増加契約電力の上限
3人以上 20人未満	1,500kw
20人以上	2,500kw

※2 算定単価：当該半期内に支払った電気料金（消費税、遅収料金除く。以下「実支払電気料金」という。）と増加契約電力に基づき以下の算定を行う。

1kwあたりの月額支払電気料金＝実支払電気料金（円）÷（増加契約電力（kw/月）×電気料金支払月数）

1kwあたりの月額支払電気料金を次表の区分に当てはめ、算定単価を算出

1kwあたりの月額支払電気料金	算定単価
1,500円未満	600円
1,500円以上 1,600円未満	640円
1,600円以上 1,700円未満	680円
1,700円以上 1,800円未満	720円
1,800円以上 1,900円未満	760円

以降、100円ごとに区分	以降、40円ずつ加算
--------------	------------

※3 交付金単価：原子力立地給付金（電源立地地域対策交付金）

対象市町	交付金単価（契約電力1kwあたり）
玄海町	351円
唐津市（旧唐津市）	175円
唐津市（旧肥前町）	175円
唐津市（旧鎮西町）	175円
唐津市（旧呼子町）	175円

II 特例給付金の算出方法

増加した雇用人数（雇用創出効果）に単価を乗じて算出

$$\text{特例加算金} = \text{増加した雇用人数} \times 30 \text{ 万円}$$

III 給付金の限度額

前ページで算出した電力給付金と特例給付金の合計と下記①、②の額を比較し、最も低い額が給付額となる。

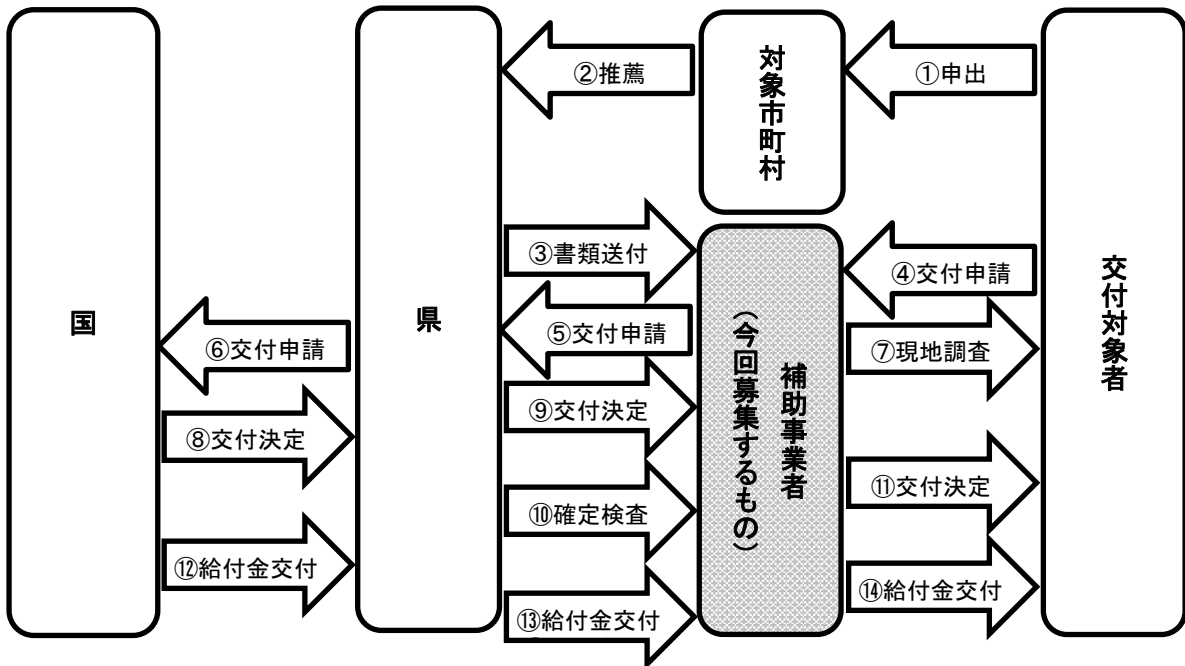
①算定電気料金＝増加契約電力×（算定単価×係数A^{※4}－交付金単価^{※3}）×支払月数

②支払電気料金＝増加電気料金×係数B^{※4}－（増加契約電力×交付金単価^{※3}×支払月数）

※4 係数

区分	玄海町	唐津市
係数A	2	1.5
係数B	1	0.75

7. 事業スキーム



Ⅲ. 業務内容

国及び県の交付要綱・要領等に基づき、審査業務及び給付金交付事務を上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けて行ってください。主な業務内容は次のとおりです。

1. 募集（上期：4月・下期：10月）

- ・新規募集

対象地域の市町担当部署へ国及び県の要綱及び要領に基づき、新規申請事業者の推薦を依頼し、市町から推薦のあった新規申請対象事業者の審査書類の受付を行う。

- ・継続募集

国及び県の要綱及び要領に基づき、応募要領及び記入要領を半期ごとに作成し、県及び県が指示する市町担当部署へ送付するとともに、継続申請対象事業者に対して、応募要領及び記入要領を送付し、審査書類の受付を行う。

- ・ホームページ掲載

申請対象事業者向けの応募要領や応募様式をホームページ上で公開する。

2. 審査業務（上期：4月～6月・下期：10月～1月）

新規及び継続申請事業者（以下「申請者」という。）から提出された審査依頼書類について、国及び県の要領に基づき、以下の審査業務を行う。

- ・ 審査依頼書記載内容確認
 - ・ 立地形態、電力形態、雇用形態の審査
 - ・ 電力関係帳票確認
 - ・ 電力需給契約及び契約電力、支払電気料金の審査
 - ・ 雇用関係帳票確認
 - ・ 雇用創出効果の審査
 - ・ その他補足資料の請求
 - ・ 給付金等の計算
 - ・ その他付随する業務
- ※申請者等の変更及び交付要件未達による取り止めの受付・処理 等

3. 交付申請（上期：7月・下期：1月）

- ・ 審査の結果、交付要件を満たしている申請者に対し交付申請書依頼書を送付し、県への交付申請期限までに申請者から交付申請書を受理する。
- ・ 県要綱に従って交付申請書を作成し、上期は7月1日から7月15日まで、下期は1月1日から1月15日までに県へ提出する。
- ・ 交付申請受理の際に振込金融機関口座も併せて確認する。

4. 現地調査（上期：7月～8月・下期：1月～2月）

当該期に新規申請があった対象事業者を中心に、現地調査対象先の抽出を行い、審査時に提出された書類の確認及び原本照合、当該事業の説明等を行う。

5. 確定検査（上期：8月～9月・下期：2月～3月）

補助事業者は、県が指定する日に、算定された原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業給付金交付申請額及び一般事務費の確定検査に対応する。

6. 交付決定（上期：9月・下期：3月）

県の交付決定に基づき、申請者に交付決定通知書及び支払請求書様式を送付して請求書の提出を依頼し、申請者からの支払請求書を取りまとめる。

7. 概算払請求（上期：9月・下期：3月）

県の要綱に基づき概算払請求書を作成し県に提出する。

8. 給付金支払（上期：9月・下期：3月）

県からの概算払いをもって、申請者に対し、指定された口座に給付金を振込む。

9. 実績報告（上期：9月・下期：3月）

給付金及び一般事務費及び一般管理費を集計し、上期・下期それぞれ実績報告書を県に提出する。その際に精算払いが発生した場合は、併せて請求を行うこと。

10. その他

- ・ 県への審査等進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ
- ・ 県及び対象市町、申請企業等からの問合せに対する対応
- ・ 申請企業の合併及び事業継承等に伴う変更事務
- ・ 前年度補助金事業者からの継続申請企業などの引継事務

※現行の事業執行状況を元に記載してあるため、時期については、実際の事業の執行状況により変更となる可能性があります。

IV 応募書類様式

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
名 称 (補助事業者名)
代表者名

年度佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の公募に係る書類の
提出について

年度佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、下記の書類
を添えて応募いたします。

記

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

応募者概要

1 応募者概要

団体名称	
所在地	〒
設立年月日	
資本金	
従業員数	
実施部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

2 実施体制

3. 過去（3年間）の国の補助金を受給者へ交付する事業又は相当する事業の実績

年度	事業名称

様式第3号

佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施計画書

- ・国及び県の交付要綱等を熟読の上、下記の項目を記載してください。
- ・ページ数の制限は特にありません。

1 交付対象地域
2 対象事業者 ※交付要綱等に基づき補助要件を記載 (1) 新規申請するための交付要件 (2) 特例給付金交付要件 (3) 特例増設を申請するための交付要件
3 補助金額 ※県要領等に基づき記載 (1) 電力給付金の算定方法 (2) 特例給付金の算定方法 (3) 交付限度額の算定方法
4 交付時期及び交付方法
5 個人情報の管理 ・個人情報の管理について記載 (個人情報の取扱いを定めた規定があれば添付すること)
6 年間業務スケジュール ・年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 ・様式は任意
7 その他 ・上述以外で、事業を行う上で有利な事項等があれば記載

様式第4号

佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業収支計画書

1. 収入

区分	予算額 (円)	内 容
県補助金		原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 (事業費)
		円
		一般事務費
		円
自己資金		
その他		
合 計		

2. 支出

・佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

区分	内容	予算額 (円)	積算内訳
事業費			別添のとおり

・一般事務費

区分	内容	予算額 (円)	積算内訳
人件費			
印刷製本費			
旅費			
通信運搬費			
消耗品費			
賃借料			
雑費			
合 計			

・一般管理費

区分	予算額 (円)	一般事務費に対する割合 (%)
一般管理費		

別紙

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の事項について誓約します。なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、当社が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の (2) から (7) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

〒

住所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏名

生年月日 (明治・対象・昭和・平成) 年 月 日

【記入上の注意点】

・本誓約書を片面印刷し、「氏名欄を自署」（氏名欄以外は印刷でも可）又は「使用されているソフトウェ

アで必要情報を記入し印刷後押印」してください。

別紙2

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケンシ ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。